

第2子以降の3歳未満児保育料を無償化！

○ 概要

松前町では、平成29年9月分保育料から第2子以降の満3歳未満のお子さん（3号認定児童）の保育料を無償にし、子育て世帯の経済的負担軽減を図ります。現在、第2子の保育料は半額（住民税非課税世帯は無償）、第3子以降は無償としておりますが、3歳未満の児童のうち、第2子以降の保育料が無償になります。（所得制限あり）（表1）

また、多子軽減のカウントの年齢制限なしの基準を所得割課税額57,700円未満から169,000円未満に引き上げ、対象者を拡大します。（図1）

○ 対象児童（以下のいずれも満たす場合に対象となります。）

- ・ 保育所、認定こども園に通所・通園する児童で、平成29年4月1日時点で0歳～2歳の児童
- ・ 所得階層区分で、所得割課税額が169,000円未満（第3階層から第5階層）の児童
- ・ 兄又は姉が1人以上いる児童

表1 3歳未満(3号認定)の保育料(上段は第1子、下段【 】内は第2子の保育料)

階層区分		現在の保育料		9月からの保育料	
		標準時間 (11時間)	短時間 (8時間)	標準時間 (11時間)	短時間 (8時間)
第1階層	生活保護世帯	0円	0円	0円	0円
第2階層	住民税非課税世帯 ～年収約260万円未満	9,000円 【0円】	9,000円 【0円】	9,000円 【0円】	9,000円 【0円】
第3階層	所得割課税額 48,600円未満 ～年収約330万円未満	17,000円 【8,500円】	16,800円 【8,400円】	17,000円 【0円】	16,800円 【0円】
第4階層	所得割課税額 57,700円未満 ～年収約360万円未満	29,000円 【14,500円】	28,600円 【14,300円】	29,000円 【0円】	28,600円 【0円】
	所得割課税額 97,000円未満 ～年収約470万円未満	29,000円 【14,500円】	28,600円 【14,300円】	29,000円 【0円】	28,600円 【0円】
第5階層	所得割課税額 169,000円未満 ～年収約640万円未満	39,000円 【19,500円】	38,500円 【19,250円】	39,000円 【0円】	38,500円 【0円】
第6階層	所得割課税額 301,000円未満 ～年収約930万円未満	51,000円 【25,500円】	50,500円 【25,250円】	51,000円 【25,500円】	50,500円 【25,250円】
第7階層	所得割課税額 397,000円未満 ～年収約1,130万円未満	59,000円 【29,500円】	58,400円 【29,200円】	59,000円 【29,500円】	58,400円 【29,200円】
第8階層	所得割課税額 397,000円以上 ～年収約1,130万円以上	81,000円 【40,500円】	80,300円 【40,150円】	81,000円 【40,500円】	80,300円 【40,150円】



図1 2人目以降のお子さんの多子軽減のカウントの仕方が変わります。

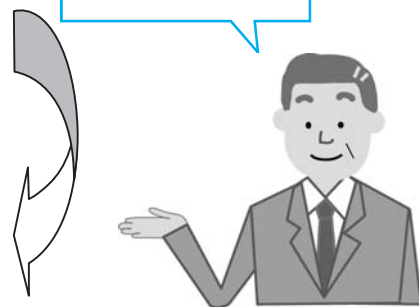
変更前（所得割課税額57,700円以上：年収約360万円以上）

(0歳) 第3子の扱い 無償 (第4子)	(1歳)	(2歳) 第2子の扱い 半額 (第3子)	(3歳) 第1子の扱い 満額 (第2子)	(4歳)	(5歳)	(小1～) ※小1以上は カウントしない (第1子)
-----------------------------------	------	-----------------------------------	-----------------------------------	------	------	---

変更後（所得割課税額169,000円未満：年収約640万円未満）

(0歳) 第4子 無償 	(1歳)	(2歳) 第3子 無償 	(3歳) 第2子 無償 	(4歳)	(5歳)	(小1～) 第1子 ※小1以上を カウントする
-----------------------	------	-----------------------	-----------------------	------	------	--------------------------------------

子育てを全力で
サポートします！



お問い合わせ
福祉課 ☎ 42-2640